

『大唐開元礼』礼目の再検討  
-掲載されなかった祭祀儀礼を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江川, 式部 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21104">http://hdl.handle.net/10291/21104</a>

## 《論説》

『大唐開元礼』礼目の再検討  
— 収載されなかった祭祀儀礼を中心に —

江川 式部

## はじめに

中国の歴代王朝にとって、皇帝・国家によって行われる祭祀儀礼は、護国・豊穰を願うのみならず、王朝の正統性や秩序を表象するうえで重要な意味をもっていた。金子修一[2006]<sup>(1)</sup>が述べるように、漢代以後の国家礼制においては、皇帝権への天命思想の浸透を背景に、天命授受を演出する郊祀と、天命継受の系統を示す宗廟の祭祀とが、重視されるようになる。また魏晋南北朝期以後は、王朝の各種の祭祀儀礼が、『周礼』に基づく吉・賓・軍・嘉・凶の五礼に区分されて制度化したことが、梁満倉[2009]<sup>(2)</sup>によって明らかにされている。このように形成されてきた王朝礼制は、のちに唐・玄宗朝で編纂された『大唐開元礼』150巻（以下『開元礼』と略称）において、ひとつの完成形をみることになる。すなわち、王朝の祭祀儀礼が、吉礼55条・賓礼6条・軍礼23条・嘉礼50条・凶礼18条に整理され、とくに重要な吉礼の冒頭には、昊天上帝をはじめとした郊祀祭天の礼文と、天地陰陽の調和を祈念する皇地祇・岳鎮海瀆など祭地の礼文が、続けて太廟（宗廟）の廟享の礼文が収載されることになったのである。

魏晋南北朝の分裂期から隋唐の南北再統一へと向かう間、各王朝はどのように礼目を定め、取舍し、礼制を整えていったのか。唐代では『開元礼』以前に『貞観礼』『顕慶礼』が編纂されているが、『貞観礼』に記載のあった「国恤（皇帝葬儀）」が『顕慶礼』では削除され、また『貞観礼』『顕慶礼』にはなかった「寒食掃掃（墓参儀礼）」が『開元礼』に新たに附記されたりもしている。「九宮貴神」や「雷神」など、『開元礼』以後に加えられた祭祀もあり、唐一代においても王朝が認める礼目は変化していた。

『開元礼』を歴代王朝礼制の通過点として眺めてみると、魏晋南北朝期には存在しながら唐礼には継受されず、『開元礼』に礼目が立てられなかった祭祀儀礼のあることに気が付く。そうした『開元礼』に収載されなかった礼目としては、すでに多くの研究がある「即位儀礼」や「国恤（皇帝葬儀）」「老君祠（玄元廟・太清宮・太微宮）」のほか、「皇后葬」「皇太子葬」「受禪儀礼」「国忌」のように、唐で実際に行われたにもかかわらず礼文が無いものと、「禋六宗」「高禩」「禋祭」「祓除」など挙礼の有無が不詳で、編纂時にも礼文が作成されなかったものがある。上述のように、

国家の礼典として吉礼に組み込まれる祭祀は、皇帝の性格とも関わるため、慎重に取捨されたことが推察されるが、その採否の理由ははっきりしない。

本稿では、これまであまり顧みられてこなかった、これら『開元礼』に収載されなかった祭祀儀礼に着目し、収載に至らなかった経緯や背景について考えてみたい。個々の祭祀儀礼の沿革をたどり、国家と儀礼の関係について考察を加えたいと思う。

### 1. 『開元礼』に収載されなかった礼目

池田温[1972]<sup>(3)</sup>は「大唐開元礼解説」の中で、「大唐開元礼は先行する貞観礼と顕慶礼を折衷継承したものであり、公的な典礼の体系を示すのが本書の主旨である」と述べている。『開元礼』は確かに当時の唐朝の礼の体系を詳細に示しており、その意味では欠く所がないように見える。しかしこれを歴史研究史料として参照しようとする場合には、書かれた内容が制度であって実際ではないことと同様に、書かれていない内容が多い点にも留意しなければならない。

以下は『宋書』礼志、『晋書』礼志、『隋書』礼儀志より記事を内容ごとに分けて礼目を付し、整理したものである。もともと各志に項目が明記されているわけではないため、内容から報告者が試みに分類した【表1】。本稿ではこのうち、「禋六宗」「高禘」と「禋祭」の三つを取り上げて検討してみたい。

【表1】 『開元礼』に収載されていない礼目一覧

五礼	礼目	典拠	時代沿革
吉礼	禋六宗	宋書 14 礼 1・魏書 108 礼 1 晋書 19 礼上・通典 44 礼 4	舜典・周礼・前漢・後漢・曹魏・ 西晋・北魏
	厲殃・禋祠	晋書 19 礼上	後漢・曹魏・西晋
	拜胡天	隋書 7 礼 2	北周・隋
	高禘	隋書 7 礼 2・通典 55 礼 15	漢・曹魏・西晋・東晋・宋・北齐・ 隋
嘉礼 (吉礼)	受禋	宋書 14 礼 1	曹魏
	禋祭	宋書 14 礼 1・隋書 8 礼 3・ 通典 55 礼 15	周礼・前漢・後漢・曹魏・北齐・ 宋・隋
	上巳祓除・祓禊	宋書 15 礼 2・晋書 21 礼下	漢・曹魏・東晋
	正月祓除	隋書 7 礼 2	北齐
賓礼	聘享	宋書 14 礼 1	漢・曹魏・西晋・東晋

凶礼	皇帝葬・皇后葬	宋書 15 礼 2・通典 79 礼 39	漢・曹魏・西晋・東晋・宋・陳・唐
	皇太孫喪	晋書 20 礼中	西晋
	外戚喪	宋書 15 礼 2	西晋
	皇族喪	宋書 15 礼 2	宋
	廢帝喪	宋書 15 礼 2	漢・曹魏

※禋祭については、吉礼に区分するものと嘉礼に区分するものがあり、一貫しない。『通典』では吉礼に区分している。

(1) 禋六宗

禋六宗の「禋」は天を祭ることを意味する。「六宗」は『尚書』舜典に「肆類于上帝、禋于六宗」とあることに由来するが、その神位が何であるのかについては、漢代以来、極めて多くの説があった。『尚書』舜典に付された唐・孔穎達の疏には次のように述べている。

正義曰、……漢世以来、説六宗者多矣。……(漢) 劉歆以六宗謂乾坤六子。水・火・雷・風・山・沢也。(漢) 賈逵以為六宗者、天宗三、日・月・星也、地宗三、河・海・岱也。……鄭玄以六宗言「禋」……謂星・辰・司中・司命・風師・雨師。……晋初、幽州秀才張髦、上表云「臣謂禋于六宗、祀祖考所尊者六、三昭三穆是也」。……各言其志、未知孰是。(西晋) 司馬彪『統漢書』云「安帝元初六年、立六宗祠於洛陽城西北亥地、祀比大社、魏亦因之。晋初、荀顛定新祀、以六宗之神諸説不同廢之。摯虞駁之、謂『宜依旧、近代以来皆不立六宗之祠也』」。

(4)

正義に曰く、……漢世以来、六宗を説く者多し。……(漢) 劉歆は六宗を以て乾坤六子と謂う。水・火・雷・風・山・沢なり。(漢) 賈逵は以為らく六宗は、天宗三は、日・月・星なり、地宗三は、河・海・岱なり、とす。……鄭玄は六宗を以て「禋」と言い……星・辰・司中・司命・風師・雨師と謂う。……晋の初め、幽州の秀才張髦、上表して云らく「臣謂らく六宗に禋するは、祖考の尊ぶ所の者六を祀る、三昭三穆が是なり」と。……各おの其の志を言うも、未だ孰れが是なるかを知らず。(西晋) 司馬彪『統漢書』に云らく「安帝の元初六年(119)、六宗祠を洛陽城西北の亥の地に立て、祀は大社に比<sup>ひ</sup>う、魏も亦た之に因る。晋の初め、荀顛は新祀を定め、六宗の神諸説同じからざるを以て之を廢す。摯虞は之を駁し、『宜く旧に依るべし、近代以来皆な六宗の祠を立てざるなり』と謂う」。 ※ () は著者補う。

ここをみると、後漢安帝の頃に洛陽に六宗祠が建てられたこと、また曹魏も同様であったことがわかる。「晋の初め荀顛新たに祀を定め」とあるのは、西晋の泰始礼(泰始2年<266>)が編纂された際のことをいう。このとき荀顛が六宗を採用しなかったことを、のちに摯虞(250-300)が非難したというのである。六宗についてはその後、北魏明元帝(在位 409-423)の時に平城に祀

祠が建てられたようで、『魏書』巻108・礼志には次のようにある。

泰常三年、為五精帝兆於四郊、遠近依五行数。各為方壇四陛、埽壇三重、通四門。……又六宗・靈星・風伯・雨師・司民・司祿・先農之壇、皆有別兆、祭有常日、牲用少牢。

泰常三年(418)、五精帝の兆を四郊に為り、遠近は五行の数に依る。各おの方壇四陛、埽壇三重、通四門を為る。……又た六宗・靈星・風伯・雨師・司民・司祿・先農の壇は、皆な別兆有り、祭は常日有り、牲は少牢を用う。

やがて洛陽遷都を控えた太和13年(489)、孝文帝と臣下の高閻との間で次のようなやり取りがあった。

高閻曰「六宗之祀、礼無明文、名位壇兆、歴代所疑。漢魏及晋諸儒異説……凡有十一家。自晋已来、逮于聖世、以為論者雖多、皆有所欠、莫能評究。遂相因承、別立六宗之兆、総為一位而祭之。……請依先別処六宗之兆、総為一祀而祭之。」。帝曰「朕躬覽尚書之文、称『肆類上帝、禋於六宗』、文相連属、理似一事。上帝称肆而無禋、六宗言禋而不別其名。以此推之、上帝・六宗当是一時之祀、非別祭之名。……然則『肆類上帝、禋于六宗』、一祭也、互举以成之。今祭圓丘、五帝在焉、其牲幣俱禋、故称『肆類上帝、禋于六宗』。一祭而六祀備焉。六祭既備、無煩復別立六宗之位。便可依此付令、永為定法」。

(太和13年<489>)高閻曰く「六宗の祀は、礼に明文無く、名位壇兆は、歴代疑う所なり。漢魏及び晋の諸儒は説を異にす……凡そ十一家有り。晋自り已来、聖世に逮ぶまで、以為らく論者多しと雖も、皆な欠く所有り、能く評究する莫し。遂に相い因承し、別に六宗の兆を立て、総じて一位と為して之を祭る。……請うらくは先の別処六宗の兆に依り、総じて一祀と為して之を祭らんことを。」と。帝曰らく「朕躬ら尚書の文を覽るに、『肆類上帝、禋於六宗』と称するは、文相い連属し、理は一事に似たり。上帝称肆して禋無く、六宗は禋を言いて其の名を別たず。此を以て之を推すに、上帝・六宗は当に是れ一時の祀、別祭の名に非ず。……然らば則ち『肆類上帝、禋于六宗』は、一祭なり、互ごも挙て以て之を成す。今ま圓丘を祭るに、五帝在り、其の牲幣は俱に禋す、故に『肆類上帝、禋于六宗』と称す。一祭して六祀備れり。六祭既に備れば、復た別に六宗の位を立てるを煩うこと無し。便ち此に依りて令に付し、永く定法と為すべし」と。

まず高閻が、六宗については「礼に明文無し」といい、歴代において異説がありながら、北魏では一祀を設けて祭ってきたことを述べている。それに対して孝文帝は、「禋」は圓丘における上帝(昊天上帝)と五帝(五方帝)の祭祀の中での、牲幣を燃やしてその煙を天の神々に届ける儀式のことをさすと解釈し、「六宗」の神位を別に設ける必要はないと断じたのである。「便ち此に依りて令に附し、永く定法と為すべし」とあることから、これ以後、北魏では六宗が廃止されたことがわかる。

その後の王朝で「禋六宗」が再度議論されることはなく、隋・唐の礼典にも礼目は立てられなかったようである。ただ『通典』は六宗をめぐる経緯を沿革礼として収載しており、杜佑はここに試評を付して次のように述べている。

試評曰、虞書『肆類於上帝、禋於六宗、望於山川、遍於群神』……後漢馬融以天地四時為六宗者、礼無禋地與四時之義。孔安国言、寒暑日月水旱為六宗者、於理又乖。鄭玄以星・辰・司中・司命・風師・雨師為六宗者、並是星質、不応更立風師・雨師之位。……後魏孝文帝以天皇大帝・五帝為六宗、於義為当。……將出征、肆類也。禋宗、遍祀六天也。何以肆類之文而迷都祀之礼乎。(5)

試評して曰く、虞書の『肆類於上帝、禋於六宗、望於山川、遍於群神』は……後漢馬融の天地四時を以て六宗と為すは、礼に禋地と四時の義無きなり。孔安国言らく、寒暑日月水旱を六宗と為すは、理に於て又た乖る。鄭玄の星・辰・司中・司命・風師・雨師を以て六宗と為すは、並びに是れ星質、応に更に風師・雨師の位を立てざるべし。……後魏孝文帝の天皇大帝・五帝を以て六宗と為すは、義に於て当と為す。……將に出征せんとするや、肆類するなり。禋宗は、遍く六天を祀るなり。何ぞ肆類の文を以て都祀の礼を迷んや。

『尚書』にいう「肆類」は本来「類（祭祀の名）を上帝に肆ぶ」の意であり、「禋」は煙を上げて祭ることをいう。このため杜佑は「六宗」とは昊天上帝と五方帝の、6つの天神であることを述べて、孝文帝の解釈に同意しているのである。孝文帝以後に廃されて久しい六宗について、その議論の経緯を、杜佑が『通典』にわざわざ残した理由についてはよくわからない。ただ、「何ぞ肆類の文を以て都祀の礼を迷わんや」とあるところから、或いは唐・徳宗期（在位 779-805）に行われた礼議の中で、六宗に関する議論が再燃していたのかもしれない。

## (2) 高禴

「高禴」は子授けの神である。『礼記』月令に「(仲春之月) 是月也、玄鳥至。至之日、以大牢祠高禴、天子親行、后妃帥九嬪御。(是の月や、玄鳥至る。至るの日、大牢を以て高禴を祠る、天子親ら行き、后妃は九嬪を帥いて御る)」(6)とあり、その鄭玄注には次のように述べられている。

玄鳥燕也。……高辛氏之出、玄鳥遺卵、娥簡吞之、而生契。後王以為媒官嘉祥、而立其祠焉。变媒言禴神之也。

玄鳥は燕なり。……高辛氏の出〔世〕や、玄鳥卵を遺し、娥簡之を呑み、契を生む。後の王媒官の嘉祥と為すを以て、其の祠を立つ。媒を变じて禴と言うは、之を神とすればなり。

高禴は、前漢武帝が29歳でようやく皇子が生まれた際に、禴祠を長安城の南に立ててこれを祀ったことから皇帝祭祀のひとつとされるようになり、その後、曹魏・西晋・東晋・宋・北齐・隋で行われていたことが『隋書』巻7・礼儀志(7)及び『通典』巻55・礼15(8)にみえる。このうち北

斉については、『隋書』巻7・礼儀志にやや詳しくその儀礼の次第が述べられているので、以下にその内容のみておきたい。

後齊高禛、為壇於南郊傍、広輪二十六尺、高九尺、四陛三壇。毎歲春分玄鳥至之日、皇帝親帥六宮、祀青帝於壇、以太昊配、而祀高禛之神以祈子。其儀、青帝北方南向、配帝東方西向、禛神壇下東陛之南西向。礼用青珪束帛、牲共以一太牢。祀日、皇帝服兗冕、乘玉輅。皇后服禕衣、乘重翟。皇帝初獻、降自東陛、皇后巫獻、降自西陛、並詣便坐。夫人終獻、上嬪獻于禛神訖。帝及后並詣櫬位、乃送神。皇帝皇后及羣官皆拜。乃撤就燎、礼畢而還。

後齊高禛、壇を南郊の傍に為り、広さ輪二十六尺、高さ九尺、四陛三壇。毎歲春分玄鳥至るの日、皇帝親ら六宮を帥い、青帝を壇に祀り、太昊を以て配し、高禛の神を祀りて以て子を祈る。其の儀、青帝は北方にて南向し、配帝は東方にて西向す、禛神は壇下東陛の南に西向す。礼は青珪束帛を用い、牲は共に一太牢を以てす。祀りの日、皇帝兗冕を服し、玉輅に乗る。皇后は禕衣を服し、重翟に乗る。皇帝初獻し、降るに東陛自りし、皇后巫獻し、降るに西陛自りし、並びに便坐に詣る。夫人終獻し、上嬪は禛神に獻して訖る。帝及び后は並びに櫬位に詣り、乃ち神を送る。皇帝皇后及び羣官皆な拜す。乃ち撤して燎に就き、礼畢りて還る。

高禛壇の設置場所、規模、様式、また祭祀の期日（玄鳥至之日）、執祭者（皇帝・皇后・夫人・上嬪）、玉帛、牲牢等まで、かなり詳細に記録されている。隋についても「隋制亦以玄鳥至之日、祀高禛於南郊壇、牲用太牢一。（隋制も亦た玄鳥至るの日を以て、高禛を南郊壇に祀り、牲は太牢一を用う）」とあって、その祭祀は継承されたようであるが、唐はこれを継承しなかった。隋礼から唐『貞観礼』への改変を検討した呉麗娛氏も、この高禛が『貞観礼』に引き継がれなかった点を指摘しているが、その理由についてはふれていない<sup>(9)</sup>。

唐が高禛を礼典に入れなかった理由については、管見の限り明確な史料がないものの、次の『晋書』巻9・礼志の記述が、ひとつの考え方を提供してくれるように思う。

礼、王為羣姓立七祀、曰司命、中霤、国門、国行、大厲、戸、竈。仲春玄鳥至之日、以太牢祀高禛……江左以来、不立七祀、靈星則配饗南郊、不復特置焉。<sup>(10)</sup>

礼に、王は羣姓の為に七祀を立つ、曰く司命、中霤、国門、国行、大厲、戸、竈なり。仲春玄鳥至るの日、太牢を以て高禛を祀る……江左以来、七祀を立てず、靈星は則ち南郊に配饗し、復た特に置かず。

唐の貞観年間に編纂された『晋書』では、高禛のことは七祀（司命、中霤、国門、国行、大厲、戸、竈）と同じ部分にまとめて記述されているという点である。七祀については『礼記』祭法に典拠がある<sup>(11)</sup>。『開元礼』では巻37・皇帝時享於太廟条に「祭七祀礼」の礼文が付されており、その祭祀は太廟時享時（孟春・孟夏・孟秋・孟冬・臘）にあわせて、太廟廟庭の西門の内道に神位を設置して行うことになっているが、ここに禛神の名はない。

七祀と高禱とは、それぞれ「祭法」「月令」と、いずれも『礼記』に典拠をもつ祭祀である。『晋書』礼志に七祀と高禱がまとめて記載されているのは、おそらくその神格が、鄭玄がいう「小神」<sup>(12)</sup>に区分されると考えられたからであろう。もし仮に、唐礼編纂に際して高禱が祭祀対象の神格として認められ、その祭祀の次第が収載されるようなことになっていたとすれば、それは七祀に類した形であったはずである。では採否を分けた違いは何かと考えると、そもそも七祀は「王は群姓のために七祀を立つ」（『礼記』祭法）とあるのに対して、高禱は皇嗣を求める皇帝自身のための祭祀ではあっても、群生のためのものではないという点が指摘できる。国家の礼典であり吉礼祭祀である以上、天命を受けた皇帝が行うべき祭祀は、臣民のために天地陰陽の調和を祈るものでなければならず、したがって吉礼の礼目からは除かれたと考えてよいのではなかろうか。

高禱はのちの北宋・仁宗期に有司撰祭で行われたことがわかっており<sup>(13)</sup>、これはそれに先立つ景祐4年（1037）、当時まだ皇嗣のいなかった仁宗に対する、殿中侍御史の張奎の建言を受けたものであった。儀式次第はその後『太常因革礼』巻79に「新礼」として収載されることになるが<sup>(14)</sup>、そこに録された張奎の上言の中に「唐明皇帝因旧月令、特存其事。及開元礼已不復著（唐明皇帝は旧月令に因り、特に其の事を存せしむ。開元礼に及びて已に復た著さず）」とあり、玄宗がかつてこの高禱を『旧月令（大唐月令）』に入れて残そうとした一方で、『開元礼』には収載されなかったことが述べられている。

玄宗が高禱を『唐月令』に残そうとした、というこの記事については、『通典』巻55・礼15・吉礼に「大唐月令、亦以仲春玄鳥至之日、以太牢祀於高禱、天子親往（大唐月令も、亦た仲春玄鳥至るの日を以て、太牢を以て高禱に祀り、天子親ら往く）」とある文章にも対応している。開元当時、李林甫等により編纂されていた『唐月令』には、歳時行事として記事が残されたのであろう<sup>(15)</sup>。一方で高禱が『開元礼』に収載されなかったことについては、いまだ明確な答えは見いだせないが、北宋仁宗の例から実際の意義や背景を考えると、唐朝の場合は、『貞観礼』（637）、『顯慶礼』（658）、『開元礼』（732）の編纂時期のいずれにも、皇帝に皇嗣が無いという問題には直面しておらず、高禱を行う必要は無かった。このため、これを時令として記録はしても、儀式次第を組んで国家の礼典に収載する必要はなかったと考えてよいのではなかろうか。

### (3) 禳祭

「禳」とは邪を祓い災を消すために行う祭祀である。『周礼』天官・女祝の「掌以時招・梗・禴・禳之事、以除疾殃。（時を以て招・梗・禴・禳の事を掌り、以て疾殃を除く）」<sup>(16)</sup>に由来し、その鄭玄注には、

玄謂、梗禦未至也。除災害曰禴、禴猶刮去也。卻變異曰禳、禳、攘也。四礼、唯禳其遺象今



存。

玄謂らく、梗は未だ至らざるを禦ぐなり。災害を除くを禳と曰い、禳は猶お刮去のごときなり。変異を卻くを禳と曰い、禳は、攘なり。四礼は、唯だ禳のみ其の遺象は今に存す。とある。これに賈公彦が疏を付して「此四礼、至漢時、招梗及禳不行、唯禳一礼、漢日猶存其遺象（此の四礼は、漢の時に至り、招梗及び禳は行われず、唯だ禳の一礼のみ、漢日猶お其の遺象を存す）」と述べている。かつて天官女祝が行っていたとされた祭祀の一つで、漢代には禳のみが伝えられていたと、考えられていた。

内容について『晋書』礼志は、

歳旦、常設葦茭・桃梗、磔雞於宮及百寺之門、以禳惡氣。<sup>(17)</sup>

歳旦、常に葦茭（葦を束ねた綱）・桃梗（桃の木で彫刻した避邪用の木偶）を設け、雞を宮及び百寺の門に磔り、以て惡氣を禳う。

と述べており、ほぼ同じ内容が「晋制」として『通典』巻55・礼15・吉礼<sup>(18)</sup>にもみえる。「磔雞」とは雞を描いた図を諸門に貼ることで「画雞」ともいい、南朝梁・宗懐撰『荆楚歲時記』にも正月の門飾りとしてみえている<sup>(19)</sup>。『通典』にはまた西晋・泰始2年（266）のこととして「有司奏、春分祠厲殃及禳祠。詔曰、不在祀典、除之。（有司、春分に厲殃及び禳祠を祠らんことを奏す。詔して曰く、祀典に在らず、之を除け、と）」<sup>(20)</sup>とあることから、この年に成書した泰始礼には、禳祭の儀式次第は記載されなかったとみられる。

さらに『宋書』巻14・礼志には、

漢儀、則仲夏之月設之、有桃卯、無磔雞。案（魏）明帝大修禳礼、故何晏禳祭議、拋雞犧牲供禳鬻之事、磔雞宜起於魏也。……但未詳改仲夏在歳旦之所起耳。宋皆省、而諸郡県此礼往往猶存。<sup>(21)</sup>

漢儀、則ち仲夏の月に之を設く、桃卯有りて、磔雞無し。案ずるに（魏）明帝大いに禳礼を修め、故に何晏の禳祭議に、「雞の犠牲もて禳鬻の事に供す」に抛り、磔雞は宜く魏より起るなり。……但だ未だ仲夏を改め歳旦に在するの起る所を詳にせざるのみ。宋は皆な省くも、諸郡県は此の礼往往にして猶お存す。

とあり、漢代では仲夏に桃卯（桃梗と同様のものか？）を用いて行われていたが、磔雞は無かったこと、磔雞はその後の曹魏より行われたらしいが、仲夏に行われていたものが、歳旦に行われるようになった時期は不明であることが述べられている。晋に続き宋朝でもこの儀礼は用いられなかったが、民間では行われ続けたようである。

ところで唐礼には、「禳祭」と同様に辟邪のために行われる儀礼として「儺（おにやらい）」があった。季冬に行われ、その儀式次第は『開元礼』巻90に「大儺」「諸州県儺」として、軍礼の末条に記載されている。方相氏<sup>(22)</sup>に擬態した人物を中心に大人数で行われる儀礼で、犠牲には雄

雞を用いるが、本稿で検討した禴祭とは由来を異にする。この禴の儀式次第の中には、「維某年歲次月朔日、天子遣太祝臣姓名、敢昭告於太陰之神。……尚饗。」とする祝文があり、これが「太陰之神」<sup>(23)</sup>に対して行われるものであったことが知られる。つまり禴は主祭神のある祭祀であり、禴祭とはこの点が異なっていたことが指摘できる。典故由来の明確な神位を主祭神として持っていなかったことが、禴祭が『開元礼』に収載されなかった理由の一つと考えてよいのではなからうか。

以上みてきたところを整理しておく。六宗は北魏の洛陽遷都の段階で神格から削除され、隋まで行われてきた高禩は唐貞観礼には継承されず、正月（または仲夏）の禴祭は晋・泰始礼編纂の段階で削除されている。三者に共通する点として、いずれも国家礼典の大規模な改変（再編）が行われた際に削除されたであろうことが指摘できる。その理由としては、六宗は神格が諸説不定であったこと、高禩は臣民のために行われる祭祀でないこと、禴祭は特定の神格に祈念する祭祀ではなかったこと、が考えられた。そのようであるとすれば、『開元礼』の礼目のうち、とくに祭祀に関する吉礼部分の礼目については、まず唐朝が認める明確な神格が求められた可能性が考えられよう。

## 2. 『開元礼』礼目の再検討—吉礼を中心に—

六宗・高禩・禴祭の唐礼に収載されなかった3種の祭祀の特徴をみてくると、反対に唐朝が行うとした祭祀では、神格が由来も含めて明瞭で、その目的が臣民のために行われるものであることが条件とされたと考えられる。このため『開元礼』吉礼の礼文から、主祭神及びその祭祀の規模に基づく三祀（大祀・中祀・小祀）の区分を整理したものが後段の【表2】である。

【表2】 『開元礼』吉礼礼目・主祭神・祭所一覧

開元礼・吉礼目	区分	主祭神	祭所
卷4・5 冬至祀圜丘	大	昊天上帝	圜丘
卷6・7 正月上辛祈穀於圜丘	大	昊天上帝	圜丘
卷8・9 孟夏雩祀於圜丘	大	昊天上帝	圜丘
卷10・11 季秋大享於明堂	大	昊天上帝	明堂
卷12・13 立春祀青帝於東郊	大	青帝靈威仰	東郊壇
卷14・15 立夏祀赤帝於南郊	大	赤帝赤熛怒	南郊壇
卷16・17 季夏土王日記黃帝於南郊	大	黃帝含枢紐	南郊壇

卷 18・19 立秋祀白帝於西郊	大	白帝白招拒	西郊壇
卷 20・21 立冬祀黒帝於北郊	大	黒帝叶光紀	北郊壇
卷 22・23 臘日蜡百神於南郊	中	大明・夜明	南郊壇
卷 24・25 春分朝日於東郊	中	大明・夜明	朝日壇（春明門外）
卷 26・27 秋分夕月於西郊	中	夜明	夕月壇（開遠門外）
卷 28 祀風師 祀雨師 祀靈星 祀司中・司命・司人・司祿	小	風師・雨師・靈星・司中・ 司命・司人・司祿	風師壇（通化門外十三里澆水東 道南） 雨師壇（金光門外一里半道南） 靈星壇（春明門外二里道南） 司中・司命・司人・司祿（光化 門外二里道北）
卷 29・30 夏至祭方丘	大	皇地祇	方丘（宮城北四里）
卷 31・32 孟冬祭神州於北郊	大	神州地祇	北郊壇
卷 33・34 仲春仲秋上戊祭太社	中	太稷	太社
卷 35 祭五岳四鎮	中	東岳岱宗ほか	五岳四鎮廟（9所）
卷 36 祭四海四瀆	中	東流大淮ほか	四海四瀆廟（8所）
卷 37・38 時享於太廟 祭七祀 礼	中	獻祖ほか 七祀（司命・ 戸・竈・中醫・門・厲・行）	太廟 七祀：太廟廟庭
卷 39・40 禘享於太廟	中	獻祖ほか	太廟
卷 41・42 禘享於太廟	中	獻祖ほか	太廟
卷 43 肅明皇后廟時享	中	肅明皇后	肅明皇后廟
卷 44 孝敬皇帝廟時享	中	孝敬皇帝	孝敬皇帝廟
卷 45 皇帝拜五陵 皇后拜五陵 太常卿行諸陵	？	各皇帝・皇后神座	諸陵寢宮（5所）
卷 46・47 孟春吉亥享先農 耕 藉	中	后稷氏	先農壇（東華門外十五里澆水東 道北五里）
卷 48・49 季春吉巳享先蚕 親 桑	中	先蚕氏	先蚕壇（宮北苑中）
卷 50 享先代帝王	中	帝嚳・帝堯・帝舜・夏王禹・ 殷王湯・周文王・周武王・ 漢高帝、及び配臣	帝嚳：頓 帝堯：平陽 帝舜： 河東 夏王禹：安邑 殷王湯： 偃師 周文王：鄠 周武王：鎬 漢高帝（高祖）：長陵

卷51 薦新於太廟 祭中霽於太廟 孟冬祭司寒 興慶宮祭五龍壇	小	司寒：玄冥之神 中霽：中 霽 五龍：龍神	太廟・五龍壇
卷52 皇帝皇太子視学	一	※祭祀なし	国子学
卷53・54 積奠於孔宣父 皇子 束修 学生束修	中	先聖孔宣父	国子監孔子廟
卷55 仲春仲秋積奠於齊太公	中	齊太公	国子監孔子廟
卷56・57 巡狩告於圜丘	?	昊天上帝	圜丘
卷58・59 巡狩告於太社	?	太稷	太社
卷60・61 巡狩告於太廟	?	獻祖ほか	太廟
卷62 皇帝巡狩	?	岳神ほか	各廟
卷63 封祀於泰山	大	昊天上帝	泰山
卷64 禪於社首山	大	皇地祇	社首山
卷65 時早祈太廟 時早祈太社	中	太廟：獻祖ほか 太社・后 土氏	太廟 太社
卷66 時早祈岳鎮於北郊	中	岳鎮海澆	北郊壇
卷67 時早就祈岳鎮海澆 久雨 祭国門	中	岳鎮海澆	岳鎮海澆廟 国門
卷68 諸州祭社稷		后土氏	州社
卷69 諸州積奠於孔宣父 州学 生束修		先聖孔宣父	州孔子廟
卷70 諸州祈社稷 諸州祈諸神 諸州祭城門		后土氏ほか	州社 城門
卷71 諸県祭社稷 諸里祭社稷		后土氏	県社 城門
卷72 諸県積奠於孔宣父 県学 生束修		先聖孔宣父	県孔子廟
卷73 諸県祈社稷 諸県祈諸神 諸県祭城門		后土氏ほか	県社・県城門

※親祭と有司攝事は同欄とした。区分欄の「?」は大祀・中祀・小祀の区分不詳、空欄は諸州県執祭。

上の【表2】では試みに挙祭の場所についても整理したが、吉礼に収載された礼目に関しては、祭祀の次第を伴わない卷52 皇帝皇太子視学を除いて、いずれも祭神と祭所が定められていたことが確認できる。礼目順に再度、これらを定期か臨時かの祭期条件を加えて分類整理すると、【表

3】のようになろう。

大祀・中祀・小祀の区分については、祝文にみえる皇帝の自称や祭祀に供される酒類の種類が異なることが指摘されていた<sup>(24)</sup>。しかし『開元礼』吉礼部分の各礼目の配列は、大祀・中祀・小祀の順に組まれているわけではなく、また挙祭場所ごとに区分されているのでもない。一見かなり奇妙な配列になっているのである。これまで、吉礼目がなぜこのような配列順になっているのかについて、明確な根拠は示されてこなかった。しかしここに【表3】のごとく挙祭の時期が定期か臨時かを加えると、【表2】の中祀の後にまた大祀が入り込む配列が、説得力をもって理解されてくる。

礼典への採否については、臣民のために行われる祭祀であること、天・地・宗廟・先王廟・学廟に関連する神格であること、原則として定められた時期に行われる祭祀であること、そしてそのいずれもが「在祀典」すなわち『礼記』や『周礼』などの古礼に明確な典拠をもつこと、が条件だったのではあるまいか。そして収載決定後は、定期・臨時に分けられ【表3】中段のごとく天・地・宗廟…の順序で配列されたと考えられるのである。

【表3】 『開元礼』吉礼礼目分類表

巻数	祭祀・祭神の分類	挙祭の時期
巻4～28	天に関係する神々	定期
巻29～36	地に関係する神々	定期
巻37～45	宗廟・皇族廟	定期
巻46～51	その他雑祭祀・廟享	定期
巻52～55	学廟	定期
巻56～62	巡狩	臨時
巻63～64	封禪	臨時
巻65～73	諸州県社稷・学廟・時旱・ 久雨	臨時

おわりに

隋唐礼制の系統や性格をめぐる問題については、既に多くの研究がある。唐ひいては隋の礼制が主に北齊及びその先の北魏に大きく依拠することを指摘した陳寅恪[1963]<sup>(25)</sup>をはじめ、武徳年間の礼・楽が隋開皇の制を沿襲しながらも大業の制を排除したものでなく、貞観十一年の貞観礼の制定が天下安定を背景としたものであったことを述べた高明士[1993]<sup>(26)</sup>、漢～唐間の制礼観念

を検討し、祭祀に淵源をもつ礼がそれを実践する中で日常生活規範の観念を生み、これが一種の行動規範とくに統治者のそれとして理解されるようになる」と指摘した甘懷真[2003]<sup>(27)</sup>、唐～宋間の礼典編纂において庶人を対象とした儀礼礼文が組み込まれるようになった点を分析した張文昌[2013]及び王美華[2015]<sup>(28)</sup>、そして呉麗娛主編[2016]<sup>(29)</sup>では、隋開皇～唐・宋までの国家礼制及び地方祭祀に関する近年の研究成果が、呉麗娛・雷聞により俯瞰されている。

中国王朝礼制の展開の中で、現在、通過点のひとつであった『開元礼』だけが伝わり、その前後の礼典が残されていないという現状を考えたとき、これら先行研究が扱う、継承された祭祀や新たに取込まれた祭祀に加えて、唐が敢えて『開元礼』に継承しなかったものについての目配りも、礼典の変遷過程を考えるうえで軽視できない問題であると思う。本報告はその試みとして『開元礼』「吉礼」に取りこぼされた「禋六宗」「高禘」「禋祭」の三種をとりあげて検討してみた。その結果、吉礼部分の構成とその配列の原則が、おぼろげながら浮かび上がってきたように思う。本報告で考察が及ばなかった嘉・賓・軍・凶礼の構成については、すでにいくつかの先行研究も行われており<sup>(30)</sup>、今後時期をみて整理を試みたいと思う。

## 註

- (1) 金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』第四章「漢代における郊祀宗廟制度の形成とその運用」(岩波書店、2006年) pp. 141-214。
- (2) 梁満倉『魏晉南北朝五礼制度考論』第三章「五礼制度化的過程原因及意義」(社会科学出版社、2009年)。梁氏はこの中で、魏晉南北朝期に五礼が制度化されたことにより、礼の社会全体における地位が高まったこと、また礼の社会に対する影響力がより一層強まったことを指摘する。
- (3) 池田温「大唐開元礼解説」(『大唐開元礼 附大唐郊祀録』古典研究会、光緒十二年洪氏公善堂校刊本影印、汲古書院、1972年初版) pp. 822-832。
- (4) 李学勤主編『十三經注疏整理本 尚書正義』卷3・舜典(北京大学出版社、2000年) pp. 68-69。
- (5) 杜佑撰『通典』卷44・礼4・沿革4・吉礼3(王文錦等点校、中華書局、1988年) pp. 1234-1235。
- (6) 李学勤主編『十三經注疏整理本 礼記正義』卷15・月令(北京大学出版社、2000年) pp. 554-555。
- (7) 唐・魏徵等撰『隋書』卷7・礼儀志(中華書局、1973年) pp. 146-147。
- (8) 『通典』卷55・礼15・沿革・吉礼条(中華書局、1988年) pp. 1551-1552。
- (9) 呉麗娛主編『礼與中国古代社会 隋唐五代宋元卷』(中国社会科学出版社、2016年) pp. 25-26。
- (10) 唐・房玄齡等撰『晋書』卷19・礼上(中華書局、1974年) pp. 596-597。
- (11) 『礼記』祭法に「王為羣姓立七祀、日司命、日中霤、日国门、日国行、日泰厲、日戸、日竈」とある。『十三經注疏整理本 礼記正義』(北京大学出版社、2000年) p. 1521。
- (12) 前掲註(11)『祭法』礼文に附された鄭玄注には「此非大神所祈報大事者也。小神居人之間、

司察小過、作遺告者爾（此は大神の大事を祈報する所の者に非ざるなり。小神の人の間に居りて、小過を察し、遺告を作すを司る者のみ）」とあり、その孔穎達疏には次のように説明している。

正義曰、此一経、明天子以下立七祀・五祀之義。「曰司命」者、宮中小神。……「曰中霱」者、主堂室神。「曰国門」者、国門謂城門也。「曰国行」者、謂行神在国門外之西。「曰泰厲」者、謂古帝王無後者也。此鬼無所依歸、好為民作禍、故祀之也。

(13) 『宋史』卷1・仁宗紀（中華書局、1985年）p. 211に、「（慶曆元年<1041>春正月）壬申、詔歲以春分祠高禩」とある。

(14) 『太常因革礼』（清・阮元輯『宛委別藏』所収、江蘇古籍出版社、1988年影印）巻79・新礼12・春分祀高禩条。

(15) 現在見ることのできる唐・李林甫等撰『唐月令』の輯本には、清・荊沖林輯『唐月令注』（清・道光14年梅瑞軒刻十種古逸書本。影印に『続修四庫全書』第885冊・史部・時令類、上海古籍出版社、1995年）があり、仲春二月条に高禩の記事を載せている。

(16) 『十三経注疏整理本 周礼注疏』巻8・天官・女祝（北京大学出版社、2000年）pp. 232-233。

(17) 『晋書』巻19・礼上（中華書局、1974年）p. 601。

(18) 『通典』巻55・礼15・吉礼・禳祈条（中華書局、1988年）p. 1551。

(19) 宗懔撰『荆楚歳時記』正月条（叢書集成本影印、中華書局、1991年）pp. 1-2。

帖画雞。或斲鏤五采及土雞于戸上。造桃板著戸、謂之仙木。繪二神貼戸左右、左神荼、右鬱壘、俗謂之門神。

守屋美都雄は「おそらく、その初めは絵を貼るのではなく、雞を殺してそれを門戸にぶら下げたのであろう」とする。宗懔撰、守屋美都雄訳注、布目潮風・中村裕一補訂『荆楚歳時記』（平凡社東洋文庫、1978年。守屋訳注の初出は1950年）pp. 10-20。画雞はその簡素化された形式であろう。中村裕一『中国唐代の年中行事 第一冊 春』（汲古書院、2009年）pp. 69-70も参照。

(20) 『通典』巻55・礼15・吉礼・禳祈条（中華書局、1988年）p. 1551。

(21) 『宋書』巻14・礼1（中華書局、1974年）p. 342。

(22) 方相氏は、もと周の官名で、『周礼』夏官・方相氏に次のようにある。

方相氏、掌蒙熊皮、黄金四目、玄衣朱裳、執戈揚盾、帥百隸而時難、以索室毆疫。大喪、先匱、及墓、入壙、以戈擊四隅、毆方良。

後代には広く辟邪の神霊として信仰された。日本では京都吉田神社に方相氏を用いたおにやらいの儀式が伝わっている。

(23) この「太陰之神」については『開元礼』吉礼には見られない神称で、唐朝における神格の位

置づけは不明である。待考。

- (24) 唐の国家祭祀はその規模により大・中・小の三祀に区分される。金子修一「皇帝支配と皇帝祭祀—唐代の大祀・中祀・小祀を手がかりに」（前掲、金子『中国皇帝祭祀の研究』、2006年。初出は1976年）、江川式部「唐朝祭祀における五斉三酒」（『文学研究論集』第14号、明治大学、2001年）参照。
- (25) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論考』（中華書局、1963年）。
- (26) 高明士「論武德到貞觀礼の成立—唐朝立国政策的研究之一」（中国唐代学会主編『第二届唐代学术會議論文集』下冊、文津出版社、1993年）pp. 1159-1214。高明士『中国中古礼律綜論—法文化的定型—』（商務印書館、2017年）第9章に記載。
- (27) 甘懷真「「制礼」觀念的探析」（同氏『皇權・礼儀與經典詮釋：中古古代政治史研究』、喜瑪拉雅研究發展基金会、2003年）pp. 79-115。初出は1998年。
- (28) 張文昌「唐宋礼典中的庶人礼儀」（2013年9月15日研究会報告原稿）。王美華『礼制下移与唐宋社会変遷』（中国社会科学出版社、2015年）。
- (29) 吳麗娛主編『礼與中国古代社会 隋唐五代宋元卷』（中国社会科学出版社、2016年）。
- (30) 軍礼については丸橋充拓「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確率過程の概観」（『社会文化論集』第7号、2011年）、また凶礼については吳麗娛『終極之典—中古喪葬制度研究—』上下（中華書局、2012年）がある。このほか唐～宋間の吉礼については、張文昌『制礼以教天下—唐宋礼書與国家社会—』（台大出版中心、2012年）、朱溢『事封国之神祇—唐至北宋吉礼変遷研究—』（上海古籍出版社、2014年）を参照。

※本稿はJSPS 科学研究費助成事業：課題番号[16H05678]・[18H00700]・[18K01005]の研究成果の一部である。

(明治大学商学部兼任講師)